

宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、美しい景観の形成について、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進することにより、地域の歴史と文化を守り、美しく風格のある県土の形成と潤いのある豊かな生活環境を創造し、もつて県民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 美しい景観の形成 将来の県民に継承できるように、地域の自然、歴史及び文化並びに潤いのある豊かな生活環境の創造に配慮しつつ、景観を保全し、整備し、又は創出することをいう。
- 二 県民等 県民及び事業者をいう。

三 公共施設 景観法（平成十六年法律第百十号）第七条第四項に規定する公共施設をいう。

(基本理念)

第三条 美しい景観は、地域の歴史と文化に培われてきた風格及び個性であることから、県民等のこれらに対する誇りを醸成するよう、その形成が図られなければならない。

- 2 美しい景観は、美しく風格のある県土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠であることから、県民共有の資産として、現在及び将来の県民がその恩恵を享受できるよう、その形成が図られなければならない。

3 美しい景観は、地域の歴史及び文化並びに人々の生活との調和により構成されるものであることから、これらに配慮した形成が図られなければならない。

4 美しい景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることから、地域の活性化に資するよう、その形成に向けて県は、市町村、県民及び事業者と連携して取り組まなければならない。

5 美しい景観の形成に当たっては、景勝地等の景観のみならず、日常生活に根ざした身近な景観を保全し、整備するとともに、新たに美しい景観を創出することにも取り組まなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村及び県民等の主体的な取組に配慮しながら、美しい景観の形成のための先導的な役割を担うとともに、広域的に美しい景観の形成を促進する責務を有する。

(市町村との連携等)

第五条 県は、市町村が果たす地域の美しい景観の形成に関する先導的な役割の重要性にかんがみ、美しい景観の形成に向けて市町村と連携を図るとともに、市町村が行う美しい景観の形成に関する施策に対し、積極的な支援を行うよう努めるものとする。

(景観行政団体である市町村との関係)

第六条 県は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、景観行政団体（景観法第七条第一項に規定する景観行政団体をいう。）である市町村が行う施策を尊重し、当該施策との整合性に配慮するものとする。

(県民の責務)

第七条 県民は、基本理念にのつとり、美しい景観の形成についての关心と理解を深め、地域の特性に応じた美しい景観の形成に関する活動を実践するとともに、県又は市町村が実施する美しい景観の形成に関する施策に積極的に参加し、協力しなければならない。

(事業者の責務)

第八条 事業者は、基本理念にのつとり、地域の景観に配慮した事業の実施に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する美しい景観の形成に関する施策に積極的に参加し、協力しなければならない。

(県民等への支援)

第九条 県は、県民等の地域の特性に応じた美しい景観の形成に関する活動への参加及び地域の景観に配慮した事業の実施を促進するため、積極的な支援を行うよう努めるものとする。

(基本方針)

第十条 知事は、美しい景観の形成に関する施策を総合的、計画的及び広域的に推進するため、地域の自然及び文化の保全、地域の美しい景観の形成に関する活動を担う人材の育成、観光の振興その他の地域活性化の視点から美しい景観の形成に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 美しい景観の形成に関する目標
- 2 美しい景観の形成に関する施策に係る基本的事項
- 3 前二号に掲げるもののほか、美しい景観の形成に関する施策を推進するために必要な事項
- 4 知事は、基本方針を定め、又は変更するに当たっては、あらかじめ宮城県景観審議会の意見を聴くとともに、

市町村及び県民等の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 知事は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(総合的な施策の策定等)

第十一条 県は、美しい景観の形成を促進するため、基本方針に基づき総合的な施策を策定し、実施するものとする。

2 県は、前項に規定する総合的な施策の推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(景観週間)

第十二条 県民等の美しい景観の形成についての関心と理解を深めるとともに、県、市町村及び県民等が連携して行う美しい景観の形成に関する活動を促進するため、景観週間を設ける。

2 景観週間は、美しい景観の形成に関する事業の実施状況を考慮して設定するものとする。

(美しい景観の形成に配慮した公共施設の建設等)

第十三条 県は、美しい景観の形成のための先導的な役割を担うことから、美しい景観に影響を及ぼすと認められる公共施設の建設等に当たっては、基本方針に基づき、美しい景観の形成に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(普及啓発)

第十四条 県は、美しい景観の形成について県民等の関心と理解を深めるよう、普及啓発に努めるものとする。

(調査研究等)

第十五条 県は、美しい景観の形成について必要な調査研究及び情報の収集を行うものとする。

2 県は、前項の規定により行つた調査研究の成果及び同項の規定により収集した情報を美しい景観の形成に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

(表彰)

第十六条 県は、美しい景観の形成に関し特に功績があつたものに対し、表彰を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十七条 県は、美しい景観の形成に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(審議会の設置等)

第十八条 知事の諮問に応じ、美しい景観の形成の促進に関する重要事項を調査審議するため、宮城県景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第十九条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、美しい景観の形成の促進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第二十条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第二十一条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営に関する事項)

第二十二条 第十八条から前条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

(委任)

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

〔次
の
よ
う〕
略